

一般競争入札公告

令和3年3月3日

社会福祉法人 まあれ愛恵会

理事長 海田 英彦

(仮称) 第二浦和たいよう保育園 内装工事について、次の通り一般競争入札を実施します。

<1> 概要

- | | |
|----------|---|
| 1 工事名 | (仮称) 第二浦和たいよう保育園 内装工事 |
| 2 工事場所 | さいたま市浦和区岸町4丁目403-2他(地番) |
| 3 工事期間 | 令和3年4月9日～令和3年7月21日 |
| 4 工事概要 | 用途 : 保育園
構造・規模 : 鉄骨 5階建て(認可保育園部分)
工事種類 : 内装工事 |
| 5 予定価格 | あり(公表しない) |
| 6 最低制限価格 | あり(公表しない) |
| 7 入札保証金 | なし |
| 8 契約保証金 | なし |
| 9 支払条件 | 落札者決定後、協議するものとする |
| 10 契約の時期 | 令和3年4月9日 |

<2> 落札者の決定

①本入札は最低制限価格を設け、予定価格以下で、かつ最低制限価格以上の金額の入札者を落札予定者とする。再度入札は2回までとする。

②初度入札に参加しない者は再度入札に参加できない。

③再度入札を行っても落札者がいない場合、(ア)及び(イ)の場合に限り、下記条件を遵守した上で交渉による随意契約を行うものとする。

(ア) 最低価格で入札した者に契約締結の意思がある場合(最低価格で入札した者に契約締結の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

(イ) 再度入札に応じるものが1者のみとなった場合。

条件

- (1) 随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
- (2) 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められない事。

- (3) 入札にあたっての条件をかえることは認められない事。
- (4) 契約額が確定した場合は、その内容を書面にし、事業者及び落札業者が署名捺印すること。

<3> 一般競争入札参加資格等確認申請書の提出

- (1) 資格確認申請書の提出期限

令和3年3月3日から令和3年3月11日 17時まで

- (2) 提出内容

- ①一般競争入札参加資格等確認申請書
- ②一般競争入札参加資格確認資料
- ③さいたま市建設工事等入札参加業者資格審査通知書の写し
- ④建設業許可の写し
- ⑤直近の経営事項審査結果書の写し
- ⑥過去実績による保育園整備工事契約書の写し

- (3) 提出書類書式は問い合わせ先に連絡の上、電子メールにて送付を受けること。

問い合わせ先 株式会社細田設計 担当 井原康成

電話番号：048-863-4725

電子メール (ihara_y@hosoda-a.co.jp)

<4> 入札参加資格の確認通知

結果通知書により令和3年15日に通知する。

<5> 設計図書の配布

入札参加資格が有ると認めた者に、般競争入札参加資格等の確認結果通知書と併せて、令和3年3月15日に配布する。

<6> 設計図書に関する質疑及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問及び回答は次のとおり行う。

- ①質問方法 指定の書式により電子メールにて行う。(設計図書と一緒に配布する)
- ②回答方法 令和3年3月29日の17時までに入札参加有資格者に配布する。

- (2) 質疑の提出

- ア 期限 令和3年3月24日17時まで
- イ 宛先 株式会社細田設計 井原宛
- ウ 方法 電子メール (ihara_y@hosoda-a.co.jp)

<7> 入札及び開札

(1) 入札の日時及び場所

日時 令和3年4月6日

※詳細時間及び場所については一般競争入札参加資格等の確認結果通知書にて通知。

(2) 入札方法

入札書を封筒に入れ、提出する事。

※入札時には一般競争入札参加資格等の確認結果通知書の原本を提出する事。

(3) 開札日時

入札後、即開札とする。

<8>入札に参加できる者の形態

単体企業

<9>入札に参加するために必要な資格

(1) 建設業の許可

・建築工事業

(2) 資格者名簿への登載

・さいたま市競争参加資格者名簿（建設工事）（平成31年・平成32年度）に建築一式工事で登載されている者。

(3) 所在地

・さいたま市内に契約締結権限を有する本店・支店があること。

(4) 格付

・経営事項審査の総合評定値：900点以上

(5) 施工実績

・過去5年以内に保育整備実績あり

<10>入札に関する注意事項

(1) 入札の執行

①入札に参加する者の数が1社である時は、1回のみ入札を執行する。

②代理人をして入札させる場合は委任状を提出する事。

(2) 入札書に記載する金額

入札書に記載された金額10%に相当する額（消費税相当額）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約請負金額とする。入札者は、消費税抜きの金額にて入札のこと。

(3) 入札の辞退

入札参加決定者は入札を辞退する場合、事前に連絡の上、入札辞退届を提出する事。

(4) 入札の無効

- ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②郵便、電報、電話及びFAXにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合、その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑥虚偽の一般競争入札参加資格申請書を提出した者がした入札
 - ⑦入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑧次に掲げる入札をした者がした入札
- ア.入札書の押印のないもの
- イ.記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ウ.押印されるべき印影が明らかでないもの
- エ.記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- オ.代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ.他人の代理を兼ねた者がしたもの
- キ.2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
- ⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(5) 同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定

落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上ある時は、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。

<11> 問い合わせ先

<株式会社 細田設計>

住所：さいたま市南区別所1-2-8

担当：井原 康成

E-mail：ihara_y@hosoda-a.co.jp

電話番号：048-863-4725